鎌ケ谷市における放射線問題への対策について

基本的な考え方

園児・児童・生徒等が受ける放射線量をできるだけ低く抑えるために、次の点について改めて注意をし、対応を徹底します。また、今後も具体的な対策の中で実証実験を継続し、結果を公表するとともに、得られた成果を共有し、より効果的かつ実行可能な対策を講じていきます。なお、市全体の取り組み事項については、専門家の知見に基づきながら、対策を講ずるとともに、施設管理者等においても、必要な対策を講ずることとします。

対策の例

- 1. 校舎(園舎)など建物周りの側溝の汚泥の排出及び雨水枡の清掃をする。
- 2. 校庭(園庭)の掃き掃除をする。
- 3. 校庭(園庭)の除草(下草刈り)や落ち葉の排除をする。
- 4. 校庭(園庭)の水溜り箇所を除去する。
- 5. 校庭(園庭)の表土を削る。
- 6. プールサイドや排水溝の清掃(洗浄)をする。
- 7. 放射線量が高いと思われる植込み、樹木の根元等についても測定し、清掃等をする。なお、測定結果によっては、立入禁止の措置をとる。 (注1)
- 8. 国からの出荷制限情報を注視しながら、産地確認を行うとともに、調理時には洗浄を徹底する。
- 9. 埃が立つのを軽減させるため、校庭(園庭)への水撒きを行う。
- 10. 強風時には、教室等の窓締めを行う。
- 11. 自主的なマスク、長袖、帽子の着用は妨げない。
- 12. プールの水中における放射性物質含有量測定検査を実施し、公表する。
- 13. 空間放射線量の測定を継続的に実施する。
- 14. 市民と行政が協働しながら実施可能な対策を講じていく。

(注 1)文部科学省が「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な考え方」(平成23年4月19日付け23 文科ス第134 号)で示している目安(1時間あたり3.8 マイクロシーベルト)、さらには、土壌の入れ換えなどの放射線量低減策を実施する場合の指標(1時間あたり1 マイクロシーベルト)を超えた場合とする。

対象施設

対象は、市内の施設とする。なお、公共施設以外は、本市の考え方を情報提供するともに 必要に応じて協力をする。

実施時期

各公共施設への対策は、7月11日(月)より、順次実施する。

問合せ先